

ルから最近百二十ないし百三十ドルに下落しておりまして、水あめ等の価格もまた昨秋三千円から二千二、三百円に下落しております。

また近く砂糖の統制が廃止され、輸入が増加することにより、澱粉価格、

ひいては生いも価格に対する影響はますます加わることが予想せられ、二十七年度のいも価格は激落の危険すら予想されるのであります。

水あめ等の物品税の廃止は、その税負担を除くことによりまして、澱粉ひいては生いもの需要を確保して、いも

類価格の下落を防止し、もつて農家経済への影響をいくらかでも緩和しよう

というものがそのねらいであります。な

お物品税廃止によつていも類の下落を防ぎ得る額は、いも一貫目につき五円ないし六円見当と想像されるのであります。

本法律案は以上の理由により、第二種物品税中の水あめ、ぶどう糖及び麦芽糖に対する物品税を四月一日より廢止することを規定し、あわせてこれが上昇することによりまして、補填しよう

五億円は、別途修正による物品税の減収約十

りますところの砂糖消費税の一部を引上げることによりまして、補填しよう

といふのであります。

以上が本法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案を議題と

いたします。

本案に対しましては、自由党の塚田

委員より修正案が提出せられておりま

すので、この際提出者より修正案の説明を聽取しておきたいと存じます。修

正案提出者塚田十一郎君。

○塚田委員 在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案に対し、修正を提案いたしたいと思うのであります。

が、修正の要領は、お手元に差上げて

あります印刷物によつてごらん願うこ

とにいたしまして、簡単に要点を御説

明申し上げます。

修正の第一点は、返済をいたします

べき金額が、五百円に満たない場合に

は、これを五百円にまで切り上げると

いう点であります。どういう理由から

考えたかと申しますと、政府が債権者

に返済いたします債務は、その債権者

の側が、政府の指定するところへ出頭

いたしまして、これを受取らなくては

ならない、その場合における交通費で

ありますとか、あるいはところにより

人によつては一日ぐらいのひまをつぶ

すという場合もありますので、そういう

ことを考慮いたしまして、今日この

五百円という金の持つ貨幣価値といふ

ものを合せてこの程度に切り上げるの

がぜひ必要じやないか、こういうよう

と/orのあります。

修正の第二点は、今まで一應債権確

認の申請は打切られてあるのであります

が、いろいろ本委員会において調査

をいたしました結果、十分に趣旨が徹底しておらないために、確認の申請漏れをしておるもののが相当多数にある、

このような状態でこれを放置しておく

のは、政治として適當でないという考

え方から、いま一度申請の機会を與え

ことが必要である、こういうように

考えたわけであります。それで再申請

の期限を昭和二十七年六月三十日まで

延期して、その間にこれらの人たち

がもし御希望であれば、あらためて御

申請願う、こういうようにいたしたい

と思つておるのであります。

修正の第三点は、この法律案につい

ております別表の中の換算率であります

が、原案によりますと、満州と関東

州とが非常に大きな率の違いになつて

おるのであります。これはこの政府原

案を算出なさつたときには、一応の理

由があつたよう私ども本委員会に

おいて説明を伺つたのではありますけ

れども、元來関東州は昔は満州の一部

分、関満は経済一体という考え方になつておつたのでありますし、流通して

おりました貨幣も、関東州、満州は

まったく一本になつておつたのであり

ますから、これをこのよう違つた率

で扱うということは実情に適しない。

そこでかえつてこれを関満一体の率に

する方が実情に適するというように考

えまして、このよだれ改正を提案いた

したわけであります。

以上三点が本修正案提案の要旨であ

ります。どうぞ御賛成願いたいと存じ

ます。

○佐藤委員長 本案及び修正案に対す

る質疑は次回に譲ることといたしま

ます。

○佐藤委員長 御質問の点お答えいた

します。この法律によりまして二十七

財源に充てるための米国対日援助物資

等処理特別会計からする繰入金に関す

る法律案、財産税等收入金特別会計法

を廃止する法律案、郵政事業特別会計

法及び電気通信事業特別会計法の一部

を改正する法律案、資金運用部預託金

利率の特例に関する法律案、漁船再保

険特別会計法の一部を改正する法律案

及び漁船再保険特別会計における漁船

保険事業について生じた損失を補てん

するための一般会計からする繰入金に

申請願う、こういうようにいたしたい

と思つておるのであります。

修正の第三点は、この法律案につい

ております別表の中の換算率であります

が、原案によりますと、満州と関東

州とが非常に大きな率の違いになつて

おるのであります。これはこの政府原

案を算出なさつたときには、一応の理

由があつたよう私ども本委員会に

おいて説明を伺つたのではありますけ

れども、元來関東州は昔は満州の一部

分、関満は経済一体という考え方になつておつたのでありますし、流通して

おりました貨幣も、関東州、満州は

まったく一本になつておつたのであり

ますから、これをこのよう違つた率

で扱うということは実情に適しない。

そこでかえつてこれを関満一体の率に

する方が実情に適するというように考

えまして、このよだれ改正を提案いた

したわけであります。

以上三点が本修正案提案の要旨であ

ります。どうぞ御賛成願いたいと存じ

ます。

○佐藤委員長 本案及び修正案に対す

る質疑は次回に譲ることといたしま

ます。

○佐藤委員長 次に一般会計の歳出の

底しておらないために、確認の申請漏

れをしておるもののが相当多数にある、

このようになつておりますので、まだ決

定ではございませんが、さしあたり二

十七年度の特別利率は一分ということ

にいたしたいと思います。その金額は

多少の端数は生じますが、二十三億円

になります。それで郵便貯金特別会計

に延期して、その間にこれらの人たち

がもし御希望であれば、あらためて御

申請願う、こういうようにいたしたい

と思つておるのであります。

修正の第三点は、この法律案につい

ております別表の中の換算率であります

が、原案によりますと、満州と関東

州とが非常に大きな率の違いになつて

おるのであります。これはこの政府原

案を算出なさつたときには、一応の理

由があつたよう私ども本委員会に

おいて説明を伺つたのではありますけ

れども、元來関東州は昔は満州の一部

分、関満は経済一体という考え方になつておつたのでありますし、流通して

おりました貨幣も、関東州、満州は

まったく一本になつておつたのであり

ますから、これをこのよう違つた率

で扱うということは実情に適しない。

そこでかえつてこれを関満一体の率に

する方が実情に適するというように考

えまして、このよだれ改正を提案いた

したわけであります。

以上三点が本修正案提案の要旨であ

ります。どうぞ御賛成願いたいと存じ

ます。

○佐藤委員長 本案及び修正案に対す

る質疑は次回に譲ることといたしま

ます。

○佐藤委員長 次に在外公館等借入金

の返済の実施に関する法律案を議題と

いたしました結果、十分に趣旨が徹

底しておらないために、確認の申請漏

れをしておるもののが相当多数にある、

このようになつておりますので、まだ決

收支はなお剩余を生ずる見込みでござ
いまして、その金額は四億八千万円強
ということになつておる次第でござい
ます。

○小山委員 この特別利率を郵便貯金に對して付する期間、今後における期間は大体どの程度とお考えになつておられるのか。またその特別利率は毎年政令で定めるようになつておますが、どのような段階をふんでこれを引下げようとするのか。またその根拠はどうありますか。
○高橋説明員 この見通しでございまが、そのような利率を引げることによつて、郵便特別会計も別に支障なく引下げられるというような方法は、那辺に求められようとするのか。その辺のところはどう考えておられますか。

年元金に対する利子の増加もござりますので、その六百二十億円よりもさらに六十億円くらいは、その一割くらいづつは上まわって行くといふ仮定をとりまして、それから一方事務費の方も現在非常に高いコストになつております。これにはいろいろ複雑な原因がござりますが、それをある程度合理化等によつて節減はいたしましても、なお年々給與の改訂その他によりまして増加する。その増加する率をかりに五%平均くらいで年々累増して行くといたします場合におきましては、昭和三十一年度になれば五分五厘で支払うという計算になるわけでござります。それでこの利率を年々低めて行くというふうにいたしましたのは、二十七年度の分だけを考慮するときには、今回の郵便貯金そのものの利上げによる支出の増加は八億円程度でありまして、二十三億円も支払う必要はないのですが、その利子引上げの増加部分と單に見合うということにいたしますと、年々利率がかかつてなり、恣意的なものになつて参ります。こういうことでは漸次全体としてのコストを引下げるという方向と一致いたしませんので、まず最初の年度一分といたしまして、それからたどりおきまで年々下げて行くとあるいは二厘でも年々下げて行くという方向にする。従つて郵便貯金特別会計としては資金の増加をはかることはもちろんあります。そういう意味においては、悪く申せば圧迫ということになりますが、戦争前にお

ける郵便専用金のコストが利子を含めて三分あるいはそれ未満であつたということを考えますときには、五分五厘でできるだけ早い機会にこれを持つて行くくということにさし向けることは、やむを得ないことではないかと思つておる次第であります。

○佐藤委員長 夏畑源三郎君。

○夏堀委員 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして二、三質疑を行いたいと存します。

漁船再保険特別会計にこのたび新たに普通保険、特殊保険及び業務の三樹定を設けたということを簡単に載せてあります。この内容について簡単にあらしゆうござりますから説明を求めたいと思います。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。漁船再保険特別会計は、今回漁船損害補償法と改まりますために、それに対応いたしまして勘定を三つにわけたわけであります。そのうちの普通保険勘定は、いわゆる普通の損害に対する保険を意味いたしまして、特殊保険は競争事故すなわち拿捕抑留等を事故とする保険が現在では中心になつております。その勘定を特別に設けました。それから業務勘定は再保険関係の政府専務費を意味しておるのです。以上であります。

○夏堀委員 私の質問せんとするところは特殊保険の点であります。特殊保険は、たとえば東京那海あるいはソ連領海に一方的な相手国の解釈によつて拿捕された場合に、この漁船保険に対するあり方を明確にしようというふうなことであろうと思いますが、その通りでございますか。

○伊藤説明員 さようでござります。
○夏堀委員 この法案に一般会計からこの勘定に繰入れる金額はどの程度でありますか、この普通と特別の両面について。
ましての予算としては、一般会計から繰入れます金額は、普通保険関係につきまして一億三千二百万円程度であります。特別法で繰入れていただきますが、これは大体二十六年の十二月十五日現在までに特殊保険で現に損失をこうむつた超過支払いの分を特別法で八千万円というのがその別にあります。
○伊藤説明員 昭和二十七年度におきましては、一般会計から繰入れます金額は、普通保険関係につきまして一億三千二百万円程度であります。特別法で繰入れていただきますが、これは大体二十六年の十二月十五日現在までに特殊保険で現に損失をこうむつた超過支払いの分を特別法で八千万円だけ繰入れていただくことになります。
○夏堀委員 そのほかに今議題にはなつておらぬと思いますが、義務加入の――今水産委員会でこれが審議中でありますとと思ひますが、義務加入の査定額九千円程度、これも今国会中に何とか審議を完了するというお考えになつておりますか、その点をちょっとお聞かせください。
○伊藤説明員 九千円はさしあたり二十トン未満の漁船約七千隻が義務加入の線で入つて来るものとみなしまして、それに対する保険料の半額国庫負担を意味しております。それを実施したいと考えております。
○夏堀委員 それはまだ実施したいと希望程度でありますか。水産委員会の方では、これをどの程度の取扱いにしておりますか。
○伊藤説明員 ただいま水産委員会が最後の委員会を開いておられます。それが終り次第、本会議に上程される様でございます。

○夏姫委員 特殊保険、すなわちこの拿捕船であります。これは相手国の方的な解釈によつて拿捕することである。よつてこれによつて生ずる損害は漁業者だけの責任ではない。いわゆる国と国との外交——しかし相手は共産主義國であるから、まだ外交の点において結末をつけようという段階には達しておらぬ。にもかかわらず、これを何とかしなければならぬという悩みがあるだろうと存じます。漁船保険の面についても、まだおそれる程度は政府でも考えておるであります。どうが、船員の面については、まだ御研究になつておらぬのかどうか。これは私の意見であります。まだおそれく水産庁でも希望の意見があるではあります。けれども、これに対して大蔵省でもまだお考えになつておらぬかが保障しなければならないという遭された場合に、その留守中、帰るまでの生活は、これはだれかが保障しなければならない。そうした場合に、だれかが保障しなければならないといふたる考え方で、これを放棄することはできないのであります。この責任の帰属を明らかにしなければならない。よつて政府は、これをどの程度考えておるかということに対する御答弁を願いたい。

はり保険形態をとりまして、漁船特殊保険と同じように再保険の形をとつて、政府が異常な損害が起きたときに、これをかるる。こういう考え方で、一案ができ上ったところあります。

○夏堀委員 この点について、きょうは大蔵省から佐藤さんがお見えになつておりますが、大蔵省としてこの問題に對してどの程度のことを考えておられるか。先ほど申上げたように、たとえソ連の場合——日米加漁業協定によつて、アメリカが好意的にこういつた漁業の面に對しては、明確に條約が明確によつてこれを決定することであるから、発効後は堂々とアメリカのそれに對して、いわゆる法律的の解釈が明確になつておりますので、何の心配もなないだろうと思う。ただソ連の場合は、戦争状態になつておるから、一方的な解釈によつてということになれば、たとえば一例をアツツ島に適用した場合、これはもうすでに出漁準備が進捗しつつあるのであります。そのため、その場合に、ソ連が一方的な解釈によつて拿捕することができるかないかは未定の問題であります。戦前においては沿岸から十二海里、これはソ連領海であると解釈を下されておつたのであります、北千島の返還の問題、あるいは南洋の平和条約に調印しないソ連としては、どの程度考へるか。まあ平和条約でありましょか、いずれ北千島の返還の問題、たとえば日米加漁業協定によつて了解のもとに出漁し、ある

のは日米加漁業協定が発効にならなくて、政府が異常な損害が起きたときに、これをかるる。こういう考え方で、一案ができ上ったところあります。この点になりますと、そう簡単に行かねばそれは拿捕される。あるいは数百海里のアツツ島の周辺まで来て拿捕しないということが言いたくなるが、これだけは国際関係のやかましい現状においては、一方的な解釈によつて生ずるその損害は、一漁民のそれによつて負担しないといふことが言いたくなるが、これが切れるものではない、こう考えられるのであります。そういう事態は、少くとも國として許可して出漁する場合に、国がこれに対しても無関心であろうはずがないのであります。たとえば現在北洋問題が論議されておりますが、政府が許可を與えて出漁し、そうしてこの区域に指定を受けた場合に生ずる拿捕問題、特に船員の生活問題、こうした問題はこれは大きくなづけられることは絶対ないということは言いつけることになります。たとえば現在北洋問題が論議されておりますが、政府が許可を與えて出漁し、そうしてこの区域に指定を受けた場合に生ずる拿捕問題、特に船員の生活問題、こうした問題はこれは大きくなづけられなければならない。こう私は考へておりませんが、これに対する大蔵省の御所見を伺いたい。

○佐藤(一)政府委員 ただいまのお話でございましたが、今伊藤さんからお話をございました農林省の方に正式に出していくもまだ大蔵省の方に正式にしていただきおりませんので、それをよく拜見いたしまして、ただいまの御趣旨をできるだけ御趣旨を伺いまして、考慮して行なつたならば、このごとを大蔵大臣に十分申入れをして、あらかじめあなたが事務的にこう処理しなければならないようあります。これは直接私は所管でございませんのでも、まだ大蔵省の方に正式にして行なつたならば、このごとを大蔵大臣に十分申入れをして、あらかじめあなたが事務的にこう処理しなければならないようありますから、こうした今私が申し上げたような措置をやつてくれなければなりません。これが大蔵大臣は当委員会には御出席の機会もありますから、こうした今私が申し上げたような措置をやつてくれなければなりません。これが大蔵大臣は当委員会には御出席の機会もありますから、こうした今私が申し上げたような措置をやつてくれなければなりません。これが大蔵大臣は当委員会には御出席の機会もありますから、こうした今私が申し上げたような措置をやつてくれなければなりません。

○佐藤(二)政府委員 それらの点についてはたび／＼要求があるように私は聞いておりますが、これにつきましてもよく実情を伺いまして、予算の編成の際にできるだけ今後も考慮して行く、あるいはまた実行上におきましてできるだけ御趣旨を伺いまして、考慮してまいりまして、よくその方とも十分連絡して行きたい、こう考へております。

○宮崎委員 ただいまの夏堀委員の質問に關連いたしまして、一点だけお伺いします。何分にも法案も多いし、いろいろな仕事がありますのでわざ／＼の研究もまだ深く浸透しておりません。従つてお尋ねすることが適切であるかどうかということは相当疑問であります。今回設けられます特殊保険といふものと見合ういわゆる保険のリスクでありますが、これは何か明確な

とも、平和條約が発効になつた際に、マツカーサー・ラインは撤除されるであります。なぜなれば、今申し上げたように、アメリカ側としては、これに対する何の不安もなく、むしろ協力してくれるであります。ソ連といふことになりますと、そう簡単に行かねばなりません。よつてかりにアツツ島付近に出漁した場合に、十二海里外、五十海里な

に、政府が許可を與えたのだから、これは東支那海とは違います。政府が正式に許可を與えたそれに対しても、政府が船員の面も考へないということはあり得ないだろう。そこで本日私が大蔵省に対して、今ただちにこの点に対し、かくのごとく答弁せよということは、これは無理だと存じます。少くともこの問題は国際関係であるだけに相手からごとく答弁せよといふことは、當研究して処理しなければならぬと思ひますけれども、私はきょうは要望としてこの点を一応大蔵省に申入れをしておきたいと存ずるものであります。

大体今申し上げた事柄によつて大ざつぱでもよろしく、ございますが、大蔵省がどのようなことをお考へになつておきたいと存するものであります。これが現在の国際情勢下においては、二十一年度以降において、この率でなお不足を生ずる場合には、政

府が今この一般会計から繰入れた、この内容を持つておるそうであります。しかしそれでもなお赤字は出るところにありますけれども、あまり政府に御迷惑をかけることもどうかというのと、二円三十一銭まで値上げをすると、それが得ない事態であると存じます。しかしそれでもなお赤字は出るところにありますけれども、あまり政府に御迷惑をかけることは当然であります。これは現在の国際情勢下においては、二十一年度以降において、この率でなお不足を生ずる場合には、政

府が今この一般会計から繰入れた、この内容を持つておるそうであります。しかしそれでもなお赤字は出るところにありますけれども、あまり政府に御迷惑をかけることは当然であります。これは非常に遺憾なことであると存じます。国際関係において大きく取上げられた場合に、いかにこの処置を重要視されればならないかということは当然であります。これは現在の国際情勢下においては、二十一年度以降において、この率でなお不足を生ずる場合には、政

府が今この一般会計から繰入れた、この内容を持つておるそうであります。しかしそれでもなお赤字は出るところにありますけれども、あまり政府に御迷惑をかけることは当然であります。これは非常に遺憾なことであると存じます。国際関係において大きく取上げられた場合に、いかにこの処置を重要視されればならないかということは当然であります。これは現在の国際情勢下においては、二十一年度以降において、この率でなお不足を生ずる場合には、政

内規といいますか、あるいは標準といいますか、はつきりしたものがあるのですか、ありましたらそれを御説明いただきたい。

○伊藤説明員 ただいま夏堀委員から
もお話をございましたが、一円九十八銭
という危険率で現在は特殊保険の契
約をやつております。これは百円につ
きまして一年間一円九十八銭、その根
據船価で出した負担率であります。そ
れに基いてやりました。なお二円三十
銭にこれを引上げるという思想は、
今まででは拿捕されたもので帰還しまし
たものは、全部これはもとの船価で帰
つて来るもの、こう見たわけであります
す。今度は帰還いたしましたものは半
額船価に落ちておるものと見て、二円
三十一銭という数字が出たのであります
す。平均一年間三十隻拿捕される、こ
う考えたわけであります。

ん。本法律案も急速に通過成立させなければならぬ性質のものでありますから、ただいまはとやかく申し上げませ
んが、この点について十分御研究をいたしまして、私の方で要求しなくてはなりません。
も、適当の時期においてこの委員会で御出席願つて、それらの方針等を御示願いたいことを私は希望する次第で
あります。

生する。そういうものを括いたしまして、資本項目として、物品価格調整基金を適正でいいのじやないか、かよううに考えて、これでやれるように御改正えまして、これでやれるとおもてます。

○小山委員 改正のねらい、取扱いについてはそれで大体わかりましたが、評価の基準はどういうふうにされるのか、つまりただ郵政省がこのくらいが適当であろうというところでやるのか、あるいは時価とか、あるいはその他の賃貸価格の倍数だとか、そういうふうな基準でやられるのか、その辺のところはどうなつておりますか。

○牧説明員 お答え申し上げます。評価の基準につきましては、改正法律案にもござりますように、郵政大臣が大蔵大臣と協議いたしまして、基準を決定することにいたしております。これまでにつきましては、ちょうど今年度が国有財産法の規定に基づくする国有財産の総合評価をやることになつております。これまで、この基準は大蔵省から各省に示されております。大体そういうものによってやりたいと考えておる次第でございます。

○小山委員 これは郵政の当局に聞くのが適當なのか、法規課長に聞くのが適當なのか知りませんが、このようう法規關係をそろえておきたいといふのは、財政法あるいは会計法と合せるといふことのほかに、これは将来は企業体にこれを持つて行く、公社その他の企業体を持つて行く場合に、この方だ便利だというような考え方も、この中にお含まれておりますか、その点を承りておきたい。

○佐藤（一）政府委員 別に郵政事業につきまして、ただちに公社にするといふような点は、まだ具体的に考えておりません。ただ郵政電通两会計は、政府の特別会計の中でも最も企業的な色彩の多いものでございまして、他の特別会計に比較いたしまして特段の整備というか、企業に即した会計規定に、現在もなつておりますが、それを一段と整備しよう、こういう気持でやつたわけであります。ただ評価の問題につきましては、従来は政府の特別会計の再評価につきまして慎重に考えておつたのでありますから、必要に応じて、実際問題といたしましても、予算措置を講じておるような関係もございますので、準備のできる会計から、できるだけそういう態勢に移行して行きたく、こううので、このよう規定を入れたわけでございます。

○小山委員 国鉄の場合には私特に痛感するのであります。が、国鉄の資産といふものは、現在の評価をもつてすればたいへんな資産であろうと思う。それうして資産を再評価せずして償却金は再評価したものとしての償却金を予算上計上されるために、非常に厖大な償却金が計上されておるのかごとき錯覚を起す。これがまた鉄道の、たとえば新線の建設にはまわりますまいが、いろいろな修理あるいは改造というようなときの資金を圧迫するというようなことになるのではないかと私は思いまして、国鉄の再評価も急いでやるべきであろうと思うのであります。専売公社とかその他のいろいろな企業会計があるのでありますけれども、それらのものの再評価はどういうふうになるのでありますか。ただ単に郵政と電気通信だけをやつたということは、これだけが準備ができたというのか、それともこれだけは非常に急がなければならぬ理由があつたのか、その辺のこところはどうなつておりますか。

非常に多く出て参つております。だん目立つて参つて来ておりますからして、できるだけ大きなもの、たとえば国鉄でござりますとか、この電通、郵政というようなものについては、急がなければならぬと考えております。電通につきましては、現在いろいろ公社問題等もありまして、私の方でも研究しておりますが、いすれにいたしましても、やはり再評価ということはどうしてもやらなければならないと いうことで、郵政と同じようく考えたわけであります。鉄道につきましても、鉄道の方からもすでにばつ／＼話が出ておりますからして、できるだけ早い機会に、おつしやるような態勢に整えて参りたい。そのほかの会計につきましては、国有林野のような大きいものにつきましては同様に考えております。小さなものにつきましては大して問題にならないものもござりますが、できるだけすみやかにそいつた再評価を行わんじために不合理が目に立つて来るということのないように早く態勢を整えて行きたい。ただ一撃にやるというよりも、企業特別会計の改正がありましたときを利用いたしましてやつて行きたい、こういうふうに考えております。

○佐藤委員長 高田君に申し上げます
が、関係者は今水産委員会に答弁に、
私に届けて許可を受けて行かれまし
た。すぐ帰つて参ります。
○高田(富)委員 あとで資料で詳細に
伺うことになります。
それから郵政事業特別会計電気通信
事業特別会計でありますと、この方の
予備費の使用並びに編成明許費の使用
につきまして、主務大臣限りでできる
ようになりますが、これは従来のやり方では、特に最近の
運営の実情から不都合が生じたといふ
ようなことであろうかと思いますが、
その理由をもう少し詳しく御説明願い
たい。
○牧 説明員 予備費でございますが、
現在の規定によりますと、業務の運営
に要する経費に充てますもので、大蔵
大臣の承認を経ました支出負担行為計
画の範囲内에서는、郵政大
臣限りその支出を決定いたしまして、
事後大蔵大臣に報告することになつて
おりますが、別途財政法、会計法の改
正に伴いまして、特定経費に限りまし
て支出負担行為計画の承認という問題
が残つておりますので、その他のものは、そ
の支出負担行為計画の制度がかわりま
したので、その点の承認を要しないと
いうことに御改正を願いたい、こうい
うのが提案の趣旨でございます。
それから繰越明許費の点でございま
すが、これは現在の規定では大蔵大臣
が承認いたしました支出負担行為計

の範囲内で縛越しを郵政大臣限り決定いたしまして、事後大蔵大臣に通知するということになつておるのでござりますが、この縛越し制度につきましても、支出負担行為計画制度がかわって参りましたので、その関連におきましてこういう改正を願つておるというのをございます。

○高田(富)委員 もうちよつと詳しく御説明願いたいのです。従来はそれで大した不便がなかつたのですが、計画が変更するとか新たな計画が出て来るとかいうことで、最近になりましてから運営上特にそういうふうな便宜の準則にする必要性を痛感されておりますか、具体的な例をあげて御説明願いたい。

○牧説明員 予備費につきましても、繰越しにつきましても、従来のやり方でさほど不都合を感じておるわけではございませんが、一面財政法、会計法の改正に伴いまして、支出負担行為計画の制度がある部分なくなりましたので、その改正の関連において改正をお願いしておるというでござります。実体的には新たに郵政省でもつと広い範囲でやらなければならぬということには、関係しているわけではございません。

○高田委員 たとえばいろいろと今後駐留軍関係や何かで優先的に使用する場合、思わない突然そういうふうないいろいろなことが起るのはないかと思うのですが、そういうような場合に、何らかの便法でもつて迅速に処置することができるようになる、今回の改正はそういうことを予想しますと、非常に今までよりも便利になると

いうふうなことは言えますですか。

○牧説明員 実は繰越しに關しましては主として問題は建設費でございますが、予算の方におきまして全額を翌年度に繰越ししてよろしいといふあらかじめ明許の御承認を得ておるのでござります。それから予備費の方につきましては、二十七年度予算におきましては業務運営に關しましては予備費を設けておりません。建設勘定の方に予備費がございますが、そういうわけでこれをお改訂しますことによつて、事務が非常に迅速に行くとかいう点につきましては、大した影響はないのでございま

す。

○佐久間委員 ただいま議題となつております一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案、財産税等收入金特別会計法を廃止するための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、資金運用部預託金利率の特例に関する法律案、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保險特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案、財産税等收入金特別会計法を廃止する法律案、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案、資金運用部預託金利率の特例に関する法律案の三案を一括議題として採決をいたします。

右三案を原案の通り可決するに賛成

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて右三案はいずれも原案の通り可決せられました。

午後二時十三分開議

ます。

まず一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案、財産税等收入金特別会計法を廃止する法律案及び資金運用部預託金利率の特例に関する法律案の三案を一括議題として採決をいたします。

右三案を原案の通り可決するに賛成

の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

午後二時三十七分休憩

君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多數。よつて右三案はいずれも原案の通り可決せられました。

なおただいま採決いたしました六法案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては委員長に御一任を願います。

午後は一時半から再開することにいたしまして、暫時休憩いたしました。

午後零時三十七分休憩

であります。往々にしまして立法者の意思がわざ道へそれまして、あめの税金はなくなつたのであるけれども、

それは決して農家の保護にならぬようなことなきにしもあらずのよう気がいたすのであります。いもの生産について責任をお持ちの農政局長は、この間の事情をどうお考えになつておられるか、その点を一応この際承つておきたいと思うのであります。

○小倉政府委員 お答えします。御承知の通り、また今お話をありました通り、物品税の廃止に伴いまして、いも粉に対する金融ないし販売の仕方といふ価格がそれに見合う程度上るということでなければ、目的が達成されませんことは御指摘の通りであります。私もさしあたりといたしましては、澱粉に対する金融ないし販売の仕方といふことについて、行政的な措置ないし指導をいたしておるわけでございまが、なお強力な措置についても話合は実施に関する法律案の三案を一括議題として質疑を続行いたしました。質疑は通告順によつてこれを許します。内藤友明君。

○内藤(友)委員 物品税法の一部改正法律案につきまして、農政局長お見えでござりますから、一つだけお尋ね申します。この改正法案は、とりもなおさずあめの物品税をやめようというので、大蔵委員会の皆様と一緒に提案したのであります。この改正法案は、お尋ねのような点は確保せられて、お尋ねのような点は確保せらるるというふうに考えております。

○川端委員 ちよつと関連して、農政

見込みを立てておられるかどうか、こ

ういう点もあわせて伺いたいと思うのであります。

○小倉政府委員 いも類の加工用といたしましての用途でございますが、澱粉といつた面について本年度急にふえるというような見通しは、私どもは持つておりませんが、砂糖、アルコールといつたような面につきましては、相

当ぶえるのではないかという見方をしておるのであります。

なお澱粉に関するいたしまして、その需要の確保といつたような面につきま

しては、これはまだ将来の問題でござ

いませんが、ぶどう糖の生産技術を改善

いたしますれば、これは栄養的な見地からいたしましても、相当需要の増加

が期待できるのではないかというふうに考えております。

○川端委員 ただいま農政局長の意見を伺つて、われ／＼も一層意を強うし

たわけであります。われ／＼も農村

から出ておりまして、御承知のよう

に、永年作物からいも畑に転換されま

して、これが再び昔のような形に作の

転換をいたしますことは、なか／＼容

易なことではありません。従つてこの

いもを消化して行く方法を効果的に考

えて参らなければならぬ、こういう意

味から、いもの消化を増進させ、同時に

これの生産面を科学的に守つて行き

たい、こういうことが今回の物品税改

正をわれ／＼考えたところであつたの

であります。農林当局もこの面でい

もの消化が一層増加して行くだろうと

いうようなお見込みでありますから、

われ／＼も一層その意を強ういたした

わけであります。こういう観点から、

○佐藤委員長 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○佐藤委員長 御異議ないようであり

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三案を原案の通り可決するに賛成の諸

を一括議題として採決いたします。右

三案を原案の通り可決するに賛成の諸

を一括議題として採決いたしました。右

ひとつわれくのこの提案の趣旨に沿いまして、役所からも、農村方面にこの点を十分周知をせしめて、いも作の保護をはかつていただきたいと思うのであります。これを要望いたしまして終ります。

○内藤(友)委員 これは小倉さんの方の御所管でないかもしませんが、今おしましたこの法律案は、実はいも類の詔勅保持のためでありますか、いも

○平田政府委員 廃止する場合におきましては、大した手続も必要ではないと思ひますので、別段実行に支障はないものと考えております。

○高田(富)委員 ちよつとお伺いしたいのですが、今後の主要な地域別の砂糖の輸入計画を、御説明願いたいと申します。

○小倉政府委員 砂糖の輸入計画は、実は農政局の所管でございませんので、数字内などと記憶いたしておりません。

のためには、非常に影響を與えることのないように、十分食糧部と連絡いたしまして、キューバ糖の輸入時期ないし数量といった面につきましては、食糧部と絶えず協議をいたし、また農政関係者といたしまして、意見を提出いたしております。

の一部を、次のように修正する。すな
わち第三條第一号の改正規定中「千七
百円」とありますのを「千九百五十円」
に改め、同條第三号の改正規定中「千
三百円」とありますのを「千五百円」
に改めようとするのであります。これ
は精製糖につきましての消費税を、政
府原案は「一千七百円」とありますのを
「一千九百五十円」に改め、また糖水の
政府原案「千三百円」を「千五百円」
に改めようとするのであります。(參照)

をなくすするといふことも一つの手段で、
その仕事は仕事のいじめ、あなたの仕事の仕事
の御所管でないで、あなたにどうう
あります。それからもう一つ、政府で
考へてもらわなければならぬのは、穀物
粉の買上げであります。これはあなた

台湾の方へお詫びいたい一言
ませんが、さしあたり入りますのは、
台湾の方が主ではないかと思います。
それから砂糖の出まわり期になります。
ればキユーパ糖——キユーパ糖と台湾
糖では相当値開きがあるのであります
が、安いのが入つて来るのは、少しあ
ることなるよう聞いておひきます。

○小倉政府委員 御趣旨のような趣旨を主張いたしております。今後入れるようなことがあるということは、むしろ実情に沿わぬ、なるべくこれを少くしなければいかぬといふことを、主張されておりますか。

ります。税額消費税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、及び在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案の三法案については、すでに質疑も盡されたかに思えますので、この際右三案について、質疑を打ちられんことを望みます。

糖の方の引上げをはかります理由は、砂糖の消費を抑制いたしますことは、ひいては農産物、特にいも類その他の一、これに関連します農産物の価格維持に資するところがあるということから出発いたしております。糖

思うのでありますか、せひ東畑さんにて
ひとつ般粉も買上げてもらいたいとい
う、強い希望が大藏委員会にあつたと
いうことを、お伝えおきをいただきま
して、なるべくその線に沿つていただき
きたいと思うのであります。御答弁は
りませんが、どうかよろしくお願ひ
いたします。

○高田(富士委員) 農政当局としては、この砂糖の輸入が今後相當ふえて行くことに対しまして、あなたの方では、ただいまもここに物品税等の関係で提案されておりますように、いも類の保護あるいはあめの保護といふような見地から、この砂糖の大量輸入の計画に對して、何らかの意見を挙げて下さい。

○高田(富)委員 もう一つ農政局長によつて貢献されたもので、お伺いしますが、いわ類の生産はだん減つて來ている。ことに統制撤廃後ある程度減少の傾向にあると思うのですが、これは地帶によつて非常に違つてゐると思ひます。転換の困難なところ等もありましようが、当局でいろいろ指導するとか援助するとかいろいろ考へて云々

○佐藤委員長　ただいまの宮幡君の質問に御異議あります。議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

水の方の改正は、精製糖の方の税率を引上げました場合に、その均衡上、糖水の消費税も引上げておきませんと、精製糖が糖水という形で横流れをする、脱税が行われるということを防がんがためであります。

修正案の趣旨並びにその説明を終ります。

○川端委員 主税局長に伺いたいのであります
が、われくは本日この改正

入の計画に対して、何らかの意見を持つて政府部内において要望したことがありますが。またどういう意見を持つ

ような方法で転換したものは、主としてどういうものに転換しておるのが多いのですか。

改正する法律案を議題として討論にこりたいと存じますが、本案に対しましては修正案が提出せられております。

○佐藤委員長 修正案の趣旨説明は終りました。

て参りたい、こういうような意向を持つておるわけであります。これが衆議院で可決されまして、参議院へもちらりと今月中に移されて、参議院でも大多數の賛成を得て可決されるものだと思つておりますが、そこで手続的には、四月一日からこれをはずして行くといふことについて、大蔵省の方の御用意のその他は十分できておられましたよか、お伺いいたします。

○小倉政府委員 直接水あめ、澱粉といつたものを通じまして、農業生産特に重要な関係を持つと思います。キーパ糖の問題につきましては、その輸入数量といった面について、時期をいし数量について、食糧庁の方に申入れをいたしております。本年度の砂糖需要の需給計画を検討いたしまして、私どもとして余分な——と申しますか、それをいたしております。本年度の砂糖

○小倉政府委員　いも類の作付転換がございますが、これは現在のところまださほど著しい転換の実情はないよろしく思ひます。何と申しましても畑作でござりますから、これは非常に転換がしやすいということ、それから戦争中がないし戦後の一種の強制的な作付につたようなことが、はすれておるものでありますから、若干面積においてはいたしておりますけれども、さほ

で、まず提出者より修正案の趣旨説明を聴取いたします。修正案提出者小山長規君。

○小山長規君 砂糖消費税法の一部を改正する法律案に関しまして、修正案を提出いたしたいと思います。

修正案の内容は、お手元に配つてあります印刷物の通りでありますがあくまでも簡単でありますから申し上げますと、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許可いたします。高田富之君。

○高田(高)委員 私は日本共産党を代表いたしまして、砂糖消費税法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

簡単に一言で申し上げますと、反対の理由は、もちろんわれくは農業保護、特に重要産物であるいも類の生産

を保護するということにつきましては、これをより積極的に、抜本的な方策を講じてやらなければならぬという

ことを痛感しておるものであります

が、今回のように物品税を引下げる財源をつくるために、あるいは価格の調整をはかるために、砂糖の消費税を上げるというような姑息の手段を講じまして、ために一般消費者の負担を増大するというような方法は、まことに方法としては誤ったものであると信ずるのであります。農業に対する保護の政策、特にいも類につきましては、先般來政府の無責任な統制撤廃その他の方法によりまして、非常な打撃を受けておるわけであります。これにつきましては、やはり適正な生産原価を保証する政府の抜本的な農産物保護の方策がない限り、たといこういうふうなことをやりましても、今後の農業不況といふものを抑えることは、とうていできません。また砂糖の輸入等も、特に台湾あたりなど輸入をするために、やたらに砂糖があふえて来るということになるわけなのでありますとして、これは日本の農業の保護の建前からまったく逆行するのであります。ことに台湾などはバナナと砂糖しかできないのであって、わが国から機械その他重要なものを軍需品として送り、その代償として、腐ったバナナや砂糖ばかり入れられるということになる次第でありますから、こういうふうな点を抜本的に改めざる限り、農業の保護ということは、とうてい言つべくして行われないものであるという見地から、私はこの消費税の値上げに對しましては反対するものであります。

○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除いた

原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多數。よつて本案は小山君提案のごとく修正議決せられました。

では、やはり適正な生産原価を保証する政府の抜本的な農産物保護の方策がない限り、たといこういうふうなことをやりましても、今後の農業不況といふものを抑えることは、とうていでき得ないところであります。また砂糖の輸入等も、特に台湾あたりなど輸入をするために、やたらに砂糖があふえて来るということになるわけなのでありますとして、これは日本の農業の保護の建前からまったく逆行するのであります。ことに台湾などはバナナと砂糖しかできないのであって、わが国から機械その他重要なものを軍需品として送り、その代償として、腐ったバナナや砂糖ばかり入れられるということになる次第でありますから、こういうふうな点を抜本的に改めざる限り、農業の保護ということは、とうてい言つべくして行われないものであるという見地から、私はこの消費税の値上げに對しましては反対するものであります。

○佐藤委員長 調論は終局いたしました

が、今回のように物品税を引下げる財

源をつくるために、あるいは価格の調整をはかるために、砂糖の消費税を上

げるというような姑息の手段を講じまして、ために一般消費者の負担を増大するというような方法は、まことに方

法としては誤ったものであると信ずるのであります。農業に対する保護の政策、特にいも類につきましては、先般來政府の無責任な統制撤廃その他の方法によりまして、非常な打撃を受けておるわけであります。これにつきましては、やはり適正な生産原価を保証する政府の抜本的な農産物保護の方策がない限り、たといこういうふうなことをやりましても、今後の農業不況といふものを抑えることは、とうていでき得ないところであります。また砂糖の輸入等も、特に台湾あたりなど輸入をするために、やたらに砂糖があふえて来るということになるわけなのでありますとして、これは日本の農業の保護の建前からまったく逆行するのであります。ことに台湾などはバナナと砂糖しかできないのであって、わが国から機械その他重要なものを軍需品として送り、その代償として、腐ったバナナや砂糖ばかり入れられるということになる次第でありますから、こういうふうな点を抜本的に改めざる限り、農業の保護ということは、とうてい言つべくして行われないものであるという見地から、私はこの消費税の値上げに對しましては反対するものであります。

す。

○佐藤委員長

討論は終局いたしました

た。

これより採決いたします。まず小山長規君提出にかかる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多數。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除いた

原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 調論は終局いたしました

た。

これより採決いたします。まず小山長規君提出にかかる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

午後二時三十八分散会

〔参照〕

○佐藤委員長 次に在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案及び午前中趣旨説明を聽取いたしました塙田委員提出にかかる修正案を一括議題として討論を行います。

○小山委員 ただいま議題となりました在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案につきましては、本案並びに修正案を含め、いずれも討論を省略して、ただちに採決に入られんことをいたします。

○佐藤委員長 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○佐藤委員長 ただいま議題となつておられます物品税法の一部を改正する法律案について、この際討論を省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○佐藤委員長 御異議ないようですか

ら、本案及び修正案につきましては、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

○佐藤委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議ないようですか

ら、本案及び修正案につきましては、採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

○佐藤委員長 「総員起立」

○佐藤委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○佐藤委員長 「総員起立」

○佐藤委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

昭和二十七年三月二十九日印刷

昭和二十七年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁